

| | |
|-------|------------------|
| 分類コード | X-1-1-1-04 |
| 保存期間 | 5年(令和9年12月31日まで) |

秋 本 務 第 1 8 号
令 和 4 年 1 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

当直勤務員等の拳銃携帯について（通達）

みだしのことについては、これまで「当直勤務員等のけん銃携帯について（通達）」（平成19年3月1日付け秋本務第140号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、下記のとおり改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

当直勤務員等が、当直（当番）勤務に従事するときは、原則として室内においても拳銃を携帯することとし、庁舎警戒態勢及び突発事案への対応を強化するものである。

2 拳銃を携帯する当直勤務員等

(1) 警察本部

ア 総合当直勤務員

イ 機動捜査センター当直勤務員、交通機動隊当直勤務員及び機動隊当直勤務員

ウ 高速道路交通警察隊当番勤務員のうち庁舎警戒勤務に当たる者

(2) 各警察署

当直勤務員